

議案第63号

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部改正について

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例

さぬき市ケーブルネットワーク条例（平成15年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設」を「有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例等の一部改正について

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

(さぬき市武道館等条例の一部改正)

第2条 さぬき市武道館等条例(平成14年さぬき市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及びスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第3条」を「並びにスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第4条及び第6条」に改める。

(さぬき市民プール条例の一部改正)

第3条 さぬき市民プール条例(平成14年さぬき市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及びスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)」を「第3条並びにスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第4条及び第6条の規定」に改める。

(さぬき市照明施設条例の一部改正)

第4条 さぬき市照明施設条例(平成14年さぬき市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及びスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第3条」を「並びにスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第4条及び第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

さぬき市税条例等の一部改正について

さぬき市税条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例等の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「事由」を「理由」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)のうち、香川県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)(規則で定めるものを除く。)

(2) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人のうち、香川県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)(規則で定めるものを除く。)

(3) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち、香川県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)(規則で定めるものを除く。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算し

た金額とする。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第51条第1項第4号中「公益財団法人」の次に「並びにこれらに準ずるものとして規則で定める法人」を加える。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項及び第75条第1項中「事由」を「理由」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第90条第2項中「厚生労働大臣の定めるところにより交付された」を「香川県療育手帳制度要綱により交付を受けた」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な理由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第7条の4を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税

山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免除対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「施行規則附則第7条第10項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7

条の４」を「及び附則第７条の３の２第１項」に、「、第３４条の７第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１６条の４第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第３４条の７第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第７条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第１７条第３項第２号中「、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４」を「及び附則第７条の３の２第１項」に、「、第３４条の７第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１７条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第３４条の７第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第７条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１７条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第１８条第５項第２号中「、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４」を「及び附則第７条の３の２第１項」に、「、第３４条の７第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１８条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第３４条の７第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第７条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１８条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第１９条第２項第２号中「、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４」を「及び附則第７条の３の２第１項」に、「、第３４条の７第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条第１項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第３４条の７第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第７条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第２０条の２第２項第２号中「、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４」を「及び附則第７条の３の２第１項」に、「、第３４条の７第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第２０条の２第１項に規定する先物取引に係る雑所得の金額」と、同項前段」を「、第３４条の７第１項前段」に改め、「、同条第２項及び附則第７条の４中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第２０条の４第２項第２号中「、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４」を「及び附則第７条の３の２第１項」に、「、第３４条の７第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第２０条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第３４条の７第１項前段」に

改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さぬき市税条例の一部を改正する条例(平成20年さぬき市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 さぬき市税条例の一部を改正する条例(平成22年さぬき市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中さぬき市税条例附則第10条の2の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日(平成23年10月20日)
- (2) 第1条中さぬき市税条例第26条第1項及び第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第53条の10第1項の改正規定、同条例第65条第1項及び第75条第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (3) 第1条中さぬき市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附

則第19条、附則第20条の2及び附則第20条の4の改正規定 平成24年
1月1日

(4) 第1条中さぬき市税条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成
25年1月1日

(市民税に係る経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例(以下「新条例」という。)
第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後
に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号
及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金
について適用する。

2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税につい
て適用し、第1条の規定による改正前のさぬき市税条例附則第8条第1項に規定
する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税につい
ては、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、
平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの
固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に
新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成23年度以後の年度分
の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13
年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同
号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢
者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この
条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例
によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

議案第66号

さぬき市運動公園条例の一部改正について

さぬき市運動公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市運動公園条例の一部を改正する条例

さぬき市運動公園条例（平成14年さぬき市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表から3の表までを次のように改める。

1 津田総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1時間	円
		市内 1,000
		市外 2,000
野球場照明施設	30分間	市内 1,250
		市外 2,500
ゲートボール場	1時間 (1コート)	市内 250
		市外 500
テニス場	1時間 (1コート)	500
テニス場照明施設	30分間 (1コート)	500

2 長尾総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1時間	円
		市内 1,000
		市外 2,000
野球場照明施設	30分間	市内 2,000
		市外 4,000
野球場本部室冷暖房施設	1時間	市内 500
		市外 1,000
多目的広場	1時間	市内 1,000
		市外 2,000
多目的広場照明施設	30分間	市内 350
		市外 700
テニス場	1時間 (1コート)	平日 500
		土曜日
		日曜日 1,000 祝日
テニス場照明施設	30分間	500

	(1コート)	
野外ステージ	1時間	市内 1,000
		市外 2,000
野外ステージ照明施設	30分間	市内 150
		市外 300
野外炊飯施設	1回 (1基)	市内 300
		市外 600
パターゴルフ	1ラウンド	300
研修センター	1時間	市内 1,000
		市外 2,000
コテージ	宿泊5名まで	土曜日及び祝日の前日 12,000
		日曜日及び祝日 11,000
		平日 10,000
	休憩5名まで	土曜日、日曜日及び祝日 4,000
		平日 3,500

- 1 宿泊使用時間は、午後3時30分から翌日の午前10時までをいう。
- 2 休憩使用時間は、午前10時から午後3時までをいう。
- 3 小学生以上の者を定員料金の対象とする。
- 4 宿泊の場合において定員を超えるときは、定員を超える1人につき1,000円を料金に加算する。
- 5 休憩の場合において定員を超えるときは、定員を超える1人につき500円を料金に加算する。
- 6 宿泊、休憩利用において延長滞在することができるものとし、1時間につき1,000円を追加料金とする。
- 7 4月28日から5月5日まで、7月20日から8月31日まで及び12月28日から1月3日までの期間については、宿泊使用の場合は土曜日及び祝日の前日の料金とし、休憩使用の場合は土曜日、日曜日及び祝日の料金とする。
- 8 使用開始後において、使用許可を受けた者以外の使用があった場合は、当該使用料金の2倍の額を徴収するものとする。

施設名	単位	料金
バーベキューセット・コンロ	1組	円 300
調理セット	1組	200
食器セット	1組	200

- 1 料金は、1日又は1泊当たりの料金とする。

2 連続して使用する場合の料金は、1日増えるごとに、1日分の料金を加算した額とする。

3 志度総合運動公園

施設名	単位	使用料	
野球場	1時間	市内	1,000
		市外	2,000
野球場照明施設	30分間	市内	1,250
		市外	2,500
運動広場	1時間	市内	200
		市外	400
運動広場照明施設	30分間	市内	750
		市外	1,500
テニス場	1時間 (1コート)		500
テニス場照明施設	30分間 (1コート)		500

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

議案第67号

さぬき市末ふれあいひろばの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市末ふれあいひろばの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成23年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市末ふれあいひろば
- 2 指定管理者となる団体の名称
末ふれあいひろば管理運営委員会
- 3 指定管理者となる団体の所在地
さぬき市末1295番地1
- 4 指定の期間
平成23年10月1日から平成28年3月31日